

住所を変更した際には 変更登録が必要です

引越などによって住民票を移したときは、車検証の住所変更が必要です。
他県から引越してきた時はナンバーの変更も必要になります。



参考 道路運送車両法 第12条(変更登録)

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

住所変更を怠ると…

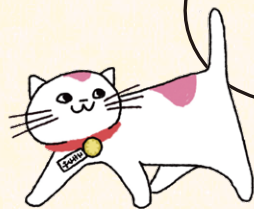
- 罰則が科されることがあります。
(道路運送車両法 第109条)
- 旧住所に納税通知が届いてしまうこともあります。

令和5年10月

秋田版凶柄入りナンバー 交付開始!



秋田犬のナンバーへの
変更手続きも
おまかせください



対応可能な行政書士はこちら!



※出張封印が対応可能な行政書士はこちら

車検証の変更手続きは
お済みですか?

自動車に関する手続きは
行政書士へ

// そうだ!! //

行政書士に
相談しよう!



日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

秋田県行政書士会

行政書士は法律により
「守秘義務」が課せられていますのでご安心ください

秋田県秋田市山王四丁目4番14号 秋田県教育会館3階

TEL 018-864-3098 FAX 018-865-3771

<https://akitaken-gyoseishoshi.or.jp/>

行政書士が責任をもって
手続きします!



参考 行政書士法 第1条の2(業務)

行政書士は、他人の依頼を受けて報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。



軽自動車も手続きが必要です

軽自動車の手続きは、ナンバーを管轄する軽自動車検査協会で行います。

普通車と同様に引越して住所変更をせずそのままですと、引越し前の自治体に軽自動車税を納めることになります。

又、秋田市(旧雄和町、河辺町除く)は車庫証明の届け出も必要です。

行政書士は軽自動車に関する手続きも代行しております。

行政書士におまかせください

相続や売買による名義変更

自動車を相続した場合には、相続人に名義変更する必要があります。名義変更をしないで乗り続けると、売却も廃車(抹消登録)もできません。

自動車の相続手続きに必要な書類は、預貯金や土地・建物の相続に必要な書類と共通するものも多く、同じタイミングで手続きすることで書類を収集する負担も減ります。



又、最近はインターネットを使った個人売買による自動車の取得も増えております。名義変更をせずそのままにしておくと、翌年度税金が旧所有者のもとに送られトラブルの原因となります。

車庫証明の手続き

住所が変わったり、車を購入した場合は管轄の警察署で車庫証明(自動車保管所証明書)を取得しなければなりません。

手続きは、申請と交付に、少なくとも平日2回は警察署へ出向かないといけません。

参考 自動車保管場所の確保に関する法律 第3条(保管場所の確保)

自動車の所有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所(自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他事項について政令で定める要件を備えるものに限る。第十一条第一項を除き、以下同じ。)を確保しなければならない。



ご自宅やお勤め先でナンバー変更ができます

～出張封印～

出張封印って?

詳しくはこちらを
Check!



車両を運輸支局に持ち込まずに、行政書士が手続きを代行し、ご自宅やお勤め先など指定の場所でナンバー交換が可能です。行政書士とご依頼人の都合が合えば平日夜間や土日祝日でも対応が可能です。

ご依頼人にとって、とても便利な制度ですのでぜひ行政書士にご相談ください。

出張封印が対応可能な
行政書士はこちら



とっても
便利だニャ

